

日本総合病院精神医学会専門医制度

総合病院精神医学に関する優れた学識と高度の技能および倫理観を備えた臨床医を育成し、良質の医療を提供することを目的とする。

- 制度の発足 2001(平成13)年4月1日
- 資格名 一般病院連携精神医学専門医
- 名称 一般病院連携精神医学専門医(略称:精神科リエゾン専門医)
(Board Certified Consultation-Liaison Psychiatrist by JSGHP)
一般病院連携精神医学指導医(略称:精神科リエゾン指導医)
(Board Certified Consultation-Liaison Psychiatry Educator by JSGHP)
- 取得者数* 精神科リエゾン専門医:564人
精神科リエゾン指導医:519人
- 研修指定施設数* 全国 320施設

※2024年7月31日現在

理事長メッセージ

総合病院では、高齢者対策、救急医療、がん医療などの多様な場面において、身体・精神両面にわたる質の高い・安全な医療を提供することが求められます。その中でリエゾン精神医学は、他の診療科と連携して、多職種協働のチーム医療を推進する重要な役割を担っています。

わが国は未曾有の超高齢社会を迎え、団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題など、医療のパラダイムシフトが求められております。医療の構造が劇的に変わる中で、患者、家族、そして現場の医療者はさまざまな精神面における課題や葛藤を抱えており、リエゾン精神医学に対する要請は今後ますます大きくなることが予測されます。

ぜひ当学会の専門医および指導医になっていただき、総合病院における精神医療を推進していただくとともに、後進の育成にもお力添えいただきますよう、こちらからお願い申し上げます。

日本総合病院精神医学会 理事長
東京女子医科大学

西村 勝治



日本総合病院精神医学会事務局 【お問い合わせ】TEL・FAX:03-5805-3720
【メールでのお問い合わせ】jsgghp@mth.biglobe.ne.jp
【URL】<http://psy.umin.ac.jp>

精神科 リエゾン専門医

(正式名称:一般病院連携精神医学専門医)が
精神科専門医の
サブスペシャリティとして
認められました。



速やかに専門医および指導医が取得できる
「特例制度^{*}」を限定的に5年間延長します。

※特例制度は、精神科リエゾン専門医および指導医を全国的に増やすための時限的な制度です。相応のご経験をお持ちの先生方は、速やかに専門医および指導医の認定を取得いただけます。

- 1) 精神科専門研修プログラムの基幹施設である大学病院で、専門医指導医が2名以下の施設に勤務する者。3名に達するまで。
- 2) 県内の研修施設が3カ所以下の県で総合病院精神科に勤務する者。

 日本総合病院精神医学会

精神科リエゾン専門医が 精神科専門医のサブスペシャリティ*に

日本総合病院精神医学会(JSGHP)の専門医制度である「精神科リエゾン専門医(正式名称:一般病院連携精神医学専門医)」は、身体疾患を有する患者・家族の精神的問題について、他科と密接に連携して対応する専門性を有しております。本専門医は、従来より厚生労働大臣が認める広告可能な医師の専門性資格として認められており、医療機関のパンフレットやホームページなどに掲載することができます。

さらに、精神医学領域のサブスペシャリティであることを、精神科サブスペシャリティボード*によって2022年4月1日付で認められました。これは、「精神科リエゾン専門医」の専門性が、精神医学の中の一分野として正式に位置づけられたことを意味します。

* 精神科サブスペシャリティボードは、精神科七者懇談会を構成する各団体(日本精神神経学会、精神医学講座担当者会議、国立精神医療施設長協議会、日本精神神経診療所協会、日本精神科病院協会、日本総合病院精神医学会、全国自治体病院協議会精神科特別部会)から推薦された委員より構成するボード。精神科領域にとって重要なサブスペシャリティについて協議、承認作業を行っています。

全国的な研修体制を構築するための 「特例制度」があります

JSGHPでは、リエゾン精神医学を学ぶための研修制度を全国的に確立することを目的に、相応のご経歴をお持ちの先生方**に速やかに専門医および指導医の資格を取得いただき、研修施設を増やせるよう特例制度を設けています。

現在、通常の指導医に加えて、特定指導医の認定をお持ちの先生が在籍する施設では、精神科リエゾン専門医特定研修施設として認定を受けることができます。

** 以下の①②を満たす方は特例制度の活用が可能です

- ①総合病院精神医療に医師として6年以上従事した経歴を有する
- ②申請時において総合病院(100床以上、内科外科の標榜有、精神病床が半数未満)の常勤職員である

2023年度末まで特例制度を継続してきましたが、十分に研修施設が整備できておらず、限定的に5年間延長します。

対象となるのは、以下です。

- 1)精神科専門研修プログラムの基幹施設である大学病院で、専門医指導医が2名以下の施設に勤務する者。3名に達するまで。
- 2)県内の研修施設が3カ所以下の県で総合病院精神科に勤務する者。

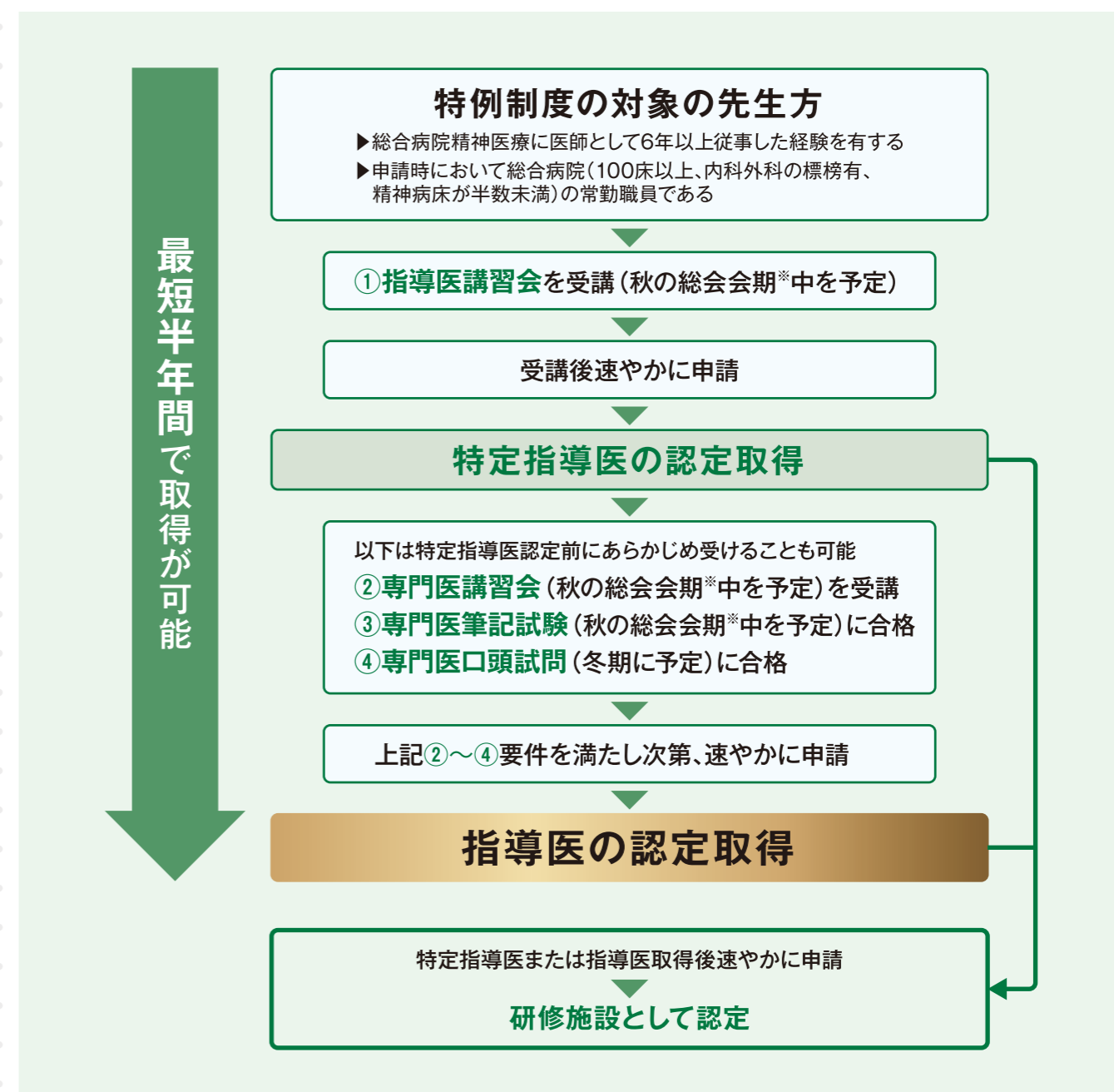
2024年3月31日現在該当するのは以下の県になります。

青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、福井、山梨、岐阜、三重、滋賀、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 以上32県

特例制度を活用した 「精神科リエゾン専門医および指導医」取得の流れ

総合病院での精神科医療において指導医相応のご経歴をお持ちの場合**、秋の総会中に実施予定の指導医講習会を受講いただくことで、速やかに「特定指導医」の認定取得が可能です。

そののち、専門医講習会の受講および専門医認定試験(筆記および口頭試問)の合格をもって、最短で翌年の春に精神科リエゾン専門医および指導医の資格申請が可能となります。受講歴や試験の合格歴は失効しませんので、年をまたいで取得することも可能です。



※日本総合病院精神医学会の総会は、2024年11月29日(金)~30日(土)に熊本市、2025年には栃木県宇都宮市、2026年には鳥取県米子市で開催予定です。